

事業仕分け

1. 世田谷区で本当の事業仕分けを実施しましょう

世田谷区民の多くは、世田谷区内でどんな事業が行われ、どんな成果が出されているかを知りません。区議会議員が行政の活動をチェックすることは重要な責務ですから、公開の場で事業のチェックを行う事業仕分けをすることは議員の役割に一致します。実際に、横浜市の議員団は事業仕分けを行い、廃止と判断した事業を廃止にした例もありますから、区議会議員でも事業仕分けの実施は可能でしょう。事業仕分けを希望される方が多ければ多いほど、多くの事業を仕分けすることが可能となるでしょう。

加えて、事業仕分け希望者が多ければ、世田谷区選出の都議会議員に協力を要請し、東京都が世田谷区で実施している事業の仕分けも同時に実施することができるでしょう。多くの区民が事業仕分けを望むなら、どこの党の議員であろうと、区民の意思を無視することはできないでしょうから。

(1) 事業仕分けとは

事業仕分けとは、現在、国や地方自治体が行っている行政サービスのそもそもの必要性や実施主体（国、県など）について、予算書の項目ごとに議論し、「不要」・「民間」・「市町村」・「都道府県」・「国」と分けていく作業です。官か民か、国か地方かの前に事業の要否について議論すること、そして、「外部の者」が参加し、「公開の場」で議論することが、これまでにない特色です。構想日本が2002年2月に有志自治体とともに始めた改革で、これまでに18の自治体（20回）で実施し、2009年からは国の事業仕分けも行われています。

その効果としては

- ① 住民が事業の具体的内容（税金の使われ方）を知ることができる
 - ② 職員の研修に役立ち、職員意識改革の役にも立つ
 - ③ 行政評価システムの改善に役立つ
 - ④ 無駄の削減に役立つ（今まで実施した道府県、市町村では平均して約10%の予算が削減されている）
 - ⑤ 行政機関内の役割配分の見直しに役立つ
- などが挙げられています。

事業仕分けの主なルールについては

- ① 事業の名称（印象、先入観）ではなく、「具体的な事業内容」で判断する
- ② 現在の制度、状況は一旦脇に置き、事業の必要性や実施主体について「そもそも」から考える
- ③ 実施主体を決める場合、その事業を行うかどうかや手段の判断、財源の工面等すべてにおいて「ひとつの主体が引き受ける」ことを前提とする。

(2) 世田谷地域事業仕分けの意義と内容

そこで、世田谷区でも事業仕分けを行い、まず世田谷地域で行われているすべての行政活動(一般会計の事業すべて)を国、東京都、世田谷区の権限に関係なく、総点検することが重要となります。構想日本によると事業仕分けは準備に2ヶ月程掛けた後、約100程度の重要と判断した事業を2班(1班は5名程度)2日で仕分けするのが通常とされています。しかし、世田谷地域事業仕分けの主な目的は、東京都と世田谷区の権限の内容を明確にし、住民の意思を反映させることにより、権限の正当性を得るとのことなので、事業仕分けのプロセスはより慎重に実行していくべきでしょう。

すなわち、まず東京都及び世田谷区が世田谷地域で実施している全ての事業の洗い出しを行い、権限が重なり不効率が生じている事務を確認した上で、これらをどの会議で仕分けするかを整理していく。次に、どの会議で仕分けを行うかが決定すれば、一般及び関係者にも、事業仕分け会議を実施されることを周知し、仕分け会議を開催する。そして、その際、その事業が本当に必要であるのか、官民どちらで実施した方がより効率的でより良い行政が維持できるか、国、東京都、世田谷区、総合支所のどこに権限を与えるのが最も効率的であるかを、都庁関係者、区役所関係者、他自治体関係者、有識者、議員、NPO、町会、市民もしくは団体を集めて、総点検を行うべきでしょう。なお、その際の議事録や結果は、ホームページ上で公開すると良いでしょう。

この事により、予算の削減、職員の意識改革、行政評価システム改善が起こるという効果の他に、世田谷地域住民は、世田谷区にどんな権限があり、どんな権限が制限されているのかを明確に認識し、世田谷地域の体制変化の必要性を認識しやすくなるでしょう。

更に、事業仕分けに関係者が集うことによって、今まで面識のなかった町会、NPO、市民団体等が交流する契機となることも期待することができます。

事業仕分けを実施する場合、期間が短すぎれば住民に周知させることが難しく、長すぎれば新鮮味がなくなってしまうので、一年程度で終了させることとして、その翌年には、事業仕分けの結果を反映した予算編成、組織改正、職員配置などを実現することが適当でしょう。

なお、本来は、世田谷区が実行すべきなのに、現在は東京都が担当していると判断された事業分の人員に関して世田谷区は、その分の人員配置を東京都からの権限移譲を準備する部署として発足させ、積極的に東京都からの権限移譲を要請するために、都区協議会での活動を活発化させることも重要でしょう。

2. 具体的な日程平成

平成23年5月 事業仕分け実施の請願を提出します。(区長が事業仕分け実施をマニフェストに入れていない場合)。

平成23年6月 委員会で事業仕分け請願の協議を行います。(否決、継続審議となっても議員団を結成します) 事業仕分けを希望する区民が多ければ区議会議員、都議会議員に協力要請を行います。もちろん、要請した場合の交渉過程も全て公開として、皆さんに判断

材料を差し上げます。また万が一、多くの区民が事業仕分けを望むのに協力する議員がない場合は、協力してくれる新たな候補を募集するなどの対抗措置を取りましょう。

平成23年7月 構想日本に協力を要請します（事業仕分けの工程、対象について協議）

平成23年8月 世田谷区に事業仕分けを実施するための書類提出を要請します（提出期限は決算委員会終了日。決算の成果を基に書類提出を要請）

平成23年9月～11月 役所内で書類による調査を行う

対象となる事務事業の内容の総点検を行い、全ての事業の目的、顧客、主体となるべきと考える行政の単位（東京都、世田谷区、総合支所、各出張所等）を書類で提出して貰います。

同時に、東京都側には、府県事務、市町村事務に関係なく、東京都が世田谷地域内で行っている事務の全てについて、同様の作業をする事を要請します。

そして、提出された書類を元に、顧客、目的で重なるものがないかを所管に関係なく整理します。この事業の整理により、東京都と世田谷区の関係だけではなく、世田谷区役所内の縦割り行政も打破する契機となるでしょう。

平成23年12月 事務仕分け会議の開催する

整理された書類を基に、関係部署を集め会議を開催。会議の日程を決定・公表します。関係者団体には招待状も提出し、この会議で、業務の統廃合、人員・予算・権限の移譲を決定していきます。行政主体の所在などで、議論が紛糾した場合、特に必要性が高い場合には、住民投票による決定を行うこととして、その日程を決めます。

平成24年1月 仕分けの結果に応じて公開で協議を行う

仕分けの結果に応じて公開で議論を行い、ムダな事業の廃止や権限委譲の要請などを行います。

平成24年3月 事業仕分けで最終的に不要・縮小と判断された事業に関しては、予算を修正するよう議決を行います。同時に、世田谷区選出の全都議会議員が事業仕分けに協力しない場合、事業仕分けに協力する都議会議員候補を公募して、24年度は確実に世田谷区選出の都議会議員が事業仕分けに協力する体制を整えます。

同じような周期で、平成24年度は都議会議員を加えた事業仕分け、平成25年度及び平成26年度は2～3月に仕分け人の公募を行い、4月～5月に仕分け人の研修をして、世田谷区議、世田谷区選出の都議会議員、公募で無作為抽出で選ばれ研修を受けた区民で仕分けを行う体制を整えます。